

公益財団法人東京都島しょ振興公社
平成29・30年度広報宣伝事業業務委託に係る募集要項

平成29・30年度広報宣伝業務を委託する者を選定するため、以下の要領により公募型プロポーザル審査を実施します。

1 業務委託の概要

別紙「平成29・30年度公益財団法人東京都島しょ振興公社広報宣伝事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地域の産業観光PRに係る広告代理業務及びイベント企画運營業務の実績がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。

3 参加意向届等の提出

プロポーザル審査への参加希望者は以下の書類を平成28年12月26日（月）17時までに下記担当宛へ郵送または持参にて提出してください。

- (1) 参加意向届 1部
別添参加意向届に記載してください。
- (2) 受託実績表 10部
別添受託実績表に記載してください。
- (3) 企業概要書 10部
様式は任意とします。企業概要を確認できる資料を提出してください。

4 参加決定業者への通知について

受託実績表等の内容に基づき書類審査を行います。審査結果については平成29年1月13日（金）までに全ての応募者に通知します。

なお、個々の審査結果に関する質問にはお答えできません。

5 事前説明会の実施について

参加決定業者に対して以下のとおり事前説明会を開催します。

(1) 実施日

平成29年1月20日（金）午後2時～（1時間程度）

(2) 場所

公益財団法人東京都島しょ振興公社内会議室
（東京都港区海岸1-4-15 島嶼会館2F）

(3) 留意事項

説明会は任意参加です。会場の関係上、出席者は1社1名までとします。

6 質問及び回答

(1) 質問受付期間は、事前説明会開催日から平成29年1月25日（水）17時までとします。下記担当宛に電子メールにて送信してください。様式は任意とします。

(2) 質問に対する回答は、平成29年1月31日（火）までにメールにて行います。
なお、公平性の観点から、全参加者に対して質問及び回答を送付します。

(3) 質問受付期間経過後の質問は、一切受け付けません。

7 企画書の作成

仕様書に基づき、下記の内容を記載してください。

(1) 伊豆諸島・小笠原諸島の観光客誘致に係るPR案

(2) 「東京愛らんど」の認知度向上及び集客力を高めるPR案

(3) 伊豆諸島・小笠原諸島の特産品の紹介・販路拡大案

(4) 「東京愛らんど」内で実施するイベント企画案

(5) 公社ホームページの改訂案

(6) 上記(1)～(4)を実施するにあたってのニュースリリース展開案

(7) 上記(1)～(5)を実施することによる宣伝効果を測定する方法

(8) 管理運営体制

ア 全体の事業プランニング、スケジュール管理

イ 事業実施に対するスタッフ体制及びプランナーの実績、経歴

ウ 広報宣伝事務局の設置並びに受付及び問い合わせ専用電話等の設置

8 企画書等の提出

以下の書類を平成29年2月22日（水）17時まで以下記担当宛へ郵送または持参にて提出してください。

(1) 企画書 10部（正本1部、副本9部）

ア 様式は任意とします。ただし、複数案の提示は認めません。

イ 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社の過去の実績及び貴社名（貴社名と断定できる文言）は記載しないでください。

(2) 見積書 10部（正本1部、副本9部）

ア 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社名（貴社名と断定できる文言）は記載しないでください。

(3) その他参考資料 10部（正本1部、副本9部）

ア 正本のみ貴社名を記入してください。副本には貴社の過去の実績及び貴社名（貴社名と断定できる文言）は記載しないでください。

9 プロポーザル審査会について

(1) 開催日

平成29年2月27日（月）から3月3日（金）のうち公社の指定する日

(2) 場所

島嶼会館2階会議室（東京都港区海岸1-4-15）（予定）

(3) 集合場所及び実施日時

参加者に別途お知らせいたします。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーション参加者は、一社につき3名までとします。

イ 進行は、公益財団法人東京都島しょ振興公社（以下、「公社」という。）が行います。プレゼンテーション参加者は、会場に入場後、指定された場所へ着席のうえ、公社の指示があるまで、発言は控えてください。

また、会場の入場から退場までの間は、貴社名の発言は行なわないでください。

ウ プレゼンテーションは、上記8で提出した企画書等に基づき実施してください。

なお、審査員用の企画書等は配布済みですので、当日配布する必要はありません。

エ 原則として、プロポーザル実施時間内での追加資料の配布は認めません。説明用に企画書と別の資料がある場合は、上記8で指定した期日までに同8（3）の資料として提出してください。

オ 企画書の説明時間は、1社につき30分以内とし、30分を超えた場合にあつては、途中で打ち切りとなります。

カ 質疑は、企画書の説明終了後、1問1答形式で行います。

キ 審査に際し、公社では、プロジェクター・パソコン等の各種機器を用意しており

ませんので、機器を使用の場合は、プロポーザル参加者が自らご持参ください。

(5) プロポーザル審査の方法及び結果通知

ア 別紙審査基準項目に基づき、審査員が企画書の内容を総合的に審査します。

イ 審査結果は、平成29年3月10日（金）までに全参加者へ通知します。

なお、個々の審査結果に関する質問にはお答えできません。

10 契約

採用された事業者は、公社との調整後、契約を締結し、速やかに広報宣伝事業を実施するものとします。

11 その他

(1) 企画書作成等に要する経費については、公社は負担しません。

(2) 原則として、提出物は返却しません。

12 提出先及び連絡先

公益財団法人東京都島しょ振興公社 業務課 担当：坪井 和也

電話：03-5472-6546 FAX：03-5472-6547 E-mail：kousya-g@tokyoislands-net.jp

審査基準項目

ア 伊豆諸島・小笠原諸島の観光客誘致に係るPR案
①各島の観光資源やイベント等を活かしたPR案になっているか ②各島関係者と連携したタイムリーな情報収集・発信が期待できるか ③特定の島・観光資源に偏ったPR案となっていないか
イ 東京愛らんどショップの認知度向上及び集客力を高めるPR案
①認知度向上及び集客力を高めるための効果的なPR案になっているか ②集客力のある効果的な店内イベントを企画しているか ③各島関係者及び東京愛らんどショップと連携したPR案になっているか
ウ 伊豆諸島・小笠原諸島の特産品の紹介・販路拡大に係るPR案
①消費者に特産品の魅力をわかりやすく伝えることができるPR案となっているか ②特定の島・特産品に偏ったPR案となっていないか ③外国語による特産品紹介が提示されているか
エ 会社ホームページの改訂案
①視認性・利便性に優れたページレイアウトが提示されているか ②情報を迅速かつ柔軟に更新できる管理運営体制にあるか ③適切なセキュリティ対策等が示されているか
オ 各種メディアへの情報配信
①テレビを中心に各種メディアを通した効果的な広報宣伝案が企画されているか ②各島関係者と連携したタイムリーな情報収集・発信が期待できるか
カ 本件委託の事業実施による宣伝効果を測定する方法
①集客宣伝効果の測定方法が明確に示されているか ②測定結果は具体的な数値等として四半期毎の実施報告書へ反映できるものか
キ 管理体制
①会社と遅滞なく調整を行いながら履行する体制が組まれているか（定例会議の設置等） ②業務の専門性と量に見合った人員体制が組まれているか
ク 見積の適切性
①業務内容に見合った適切な見積もりであるか
ケ 島しょ地域、公社に関する知識、理解度
①広報宣伝を行うために必要な島しょ地域に関する知識を備えているか ②公社及び公社事業を適切に理解したうえで広報宣伝事業案を企画しているか
コ 提案の信頼性及び期待感
①総体として、信頼・期待できる提案であるか